

研究費不正使用防止計画

2015年 9月 3日制定

2022年 9月 1日改正

本学は、「京都薬科大学研究費の不正使用の防止及び対応に関する規則」第7条第2項第4号の規定に基づき、下記のとおり研究費等の不正使用防止計画を定める。

記

1. 学内の責任体系の明確化

本学における責任体系図に基づき、不正使用防止に向けたPDCAサイクルの確立・徹底に向けた取り組みを行う。

2. 適切な運営・管理の基盤となる環境の整備

コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理にかかわる全ての構成員等を対象としたコンプライアンス教育・啓発活動を行い、不正防止対策の理解や意識を高める。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の改善・実施

内部監査及びコンプライアンス推進責任者からの研究費執行に係る報告に基づき、不正を発生させる要因を体系的に把握して、不正使用防止計画を改善する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

課題となる事項について整理・検討を行い、必要に応じて、規則・手引等を改正し、周知する。

5. 情報発信・共有化の推進

本学の不正使用防止計画、行動規範、規則等をわかりやすく示した不正使用防止ハンドブックを作成し、情報発信・共有化に役立てる。

6. モニタリングの在り方

内部監査マニュアルについて、リスクアプローチ監査を含めた現状の監査方法を十分に反映したものであるかを精査し、必要に応じて見直すことにより、内部監査部門の担当者交代により内部監査の的確な実施が困難となることを防ぐ。

以上